

法人の市民税

納税義務者

法人の市民税を納めるのは、次のとおりです。

| 納 税 義 務 者 | 納めるべき税額 |
|-------------------------------|------------|
| 区内に事務所・事業所のある法人 | 均等割額+法人税割額 |
| 区内に事務所・事業所はないが、寮などのある法人 | 均等割額 |
| 区内に事務所・事業所を有する法人課税信託の引受けを行うもの | 法人税割額 |

注意

公益法人等又は人格のない社団等で区内の事務所・事業所において収益事業を行うものは、一般的の法人と同じ取扱いになります。

申告と納税

それぞれの法人が定める事業年度終了後一定期間内に税額を申告するとともに、その税額を納めることになっています。

次表の申告期限内に課税第一課(市庁舎6階)への持参・郵送、または、eLTAXによる電子申告により申告して下さい。

| 事業年度 | 区分 | 申告期限及び納付税額 |
|------|----------------|---|
| 6か月 | 確定申告 | 申告期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 納付税額…均等割額と法人税割額の合計額 |
| 1年 | 中間申告 (予定申告) | 申告期限…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から 2か月以内 納付税額…次の①又は②の額 ① 均等割額と前事業年度の法人税割額に6を乗じた後で前事業年度の月数で除した額との合計額 (予定申告) ② 均等割額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額 (中間申告) |
| | 確定申告 | 申告期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 納付税額…均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間申告(予定申告)を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。 |

注意

- ①市内の2以上の区に事務所・事業所などがある場合は、主たる事務所・事業所のある区を指定区として、他の区の分と併せて申告納付していただきます。
- ②令和2年4月1日以降開始の事業年度から、下記法人は電子申告が義務化されます。
 - 1) 内国法人で、その事業年度開始時の資本金(出資金)の額が1億円を超える法人
 - 2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

税額の計算方法

●均等割

$$\text{均等割の額} = \frac{\text{区内に事務所・事業所などのあった月数}}{12} \times \text{税率}$$

| 区分 | | 税率 |
|--------------------|-------|------------|
| 資本金等の額 | 従業者数 | |
| 50億円を超える法人 | 50人超 | 3,600,000円 |
| | 50人以下 | 492,000円 |
| 10億円を超え50億円以下である法人 | 50人超 | 2,100,000円 |
| | 50人以下 | 492,000円 |
| 1億円を超え10億円以下である法人 | 50人超 | 480,000円 |
| | 50人以下 | 192,000円 |
| 1千万円を超え1億円以下である法人 | 50人超 | 180,000円 |
| | 50人以下 | 156,000円 |
| 1千万円以下の法人 | 50人超 | 144,000円 |
| | 50人以下 | 60,000円 |
| 上記以外の法人等 | | 60,000円 |

注意

- ① 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額から、対象となる無償増資・減資等を加算・減算した額です。ただし、「資本金+資本準備金」または「出資金の額」と比較し、大きい方の額を税率区分の基準とします。
- ② 従業者数とは、区内にある事務所・事業所などの従業者数の合計です。
- ③ 市内の2以上の区に事務所・事業所などがある場合の均等割は、区毎に算出した均等割の合計額となります。

●税額の計算方法

法人税割

課税標準となる法人税額×税率

※2以上の市町村において事務所等を有する法人については、課税標準となる法人税額を分割の基準となる従業者数で按分して計算します。

| 区分 | 税率 | |
|--|--|--------------------------|
| | 平成26年10月1日以後 令和元年9月30日までに 開始する事業年度 | 令和元年10月1日以後に 開始する事業年度 |
| 資本金等の額(注①)が1億円以下の法人又は資本金の額もしくは出資金の額を有しない法人(法人税法に規定する受託法人及び保険業法に規定する相互会社を除く。)であって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額(注②)が年1,000万円以下である法人 | 9.7% | 6.0% |
| 上記以外の法人 | 11.9% | 8.2% |

注意

- ① 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額から、対象となる無償増資・減資等を加算・減算した額です。ただし、「資本金+資本準備金」または「出資金の額」と比較し、大きい方の額を税率区分の基準とします。
- ② 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の場合、分割前の課税標準となる法人税額で判定します。